

法務省管警第43号

平成30年2月28日

入国者収容所長 殿

地方入国管理局長 殿

地方入国管理局支局長 殿

法務省入国管理局長 和田 雅 樹

(公印省略)

被退去強制令書発付者に対する仮放免措置に係る適切な運用と動静監視強化の更なる徹底について（指示）

退去強制令書が発付されたものの送還の見込みが立たない被収容者については、仮放免を許可することが適当でない者を除き、出入国管理及び難民認定法第54条に規定する仮放免を活用する一方、適正な仮放免の運用を担保するために被退去令仮放免者の動静監視を強化し、仮放免の条件違反者や仮放免理由の消滅者等、仮放免を継続しておくことが適当ではない者については、仮放免の取消しや仮放免期間の延長不許可により再収容するなど、仮放免の適正化を図るとともに、速やかな送還に向けた準備を行うよう、平成28年9月28日付け法務省管警第202号「被退去強制令書発付者に対する仮放免措置に係る適切な運用と動静監視強化の徹底について」をもって指示しているところです。

ところで、近年、難民認定手続における濫用・誤用事案への対策が急務となっており、これら濫用・誤用的難民認定申請者に対して従来から講じている就労・在留制限措置を更に拡大すること等に係る難民認定事務取扱要領の一部改正については、平成30年1月12日付け法務省管総第82号により通達したところです。

そこで、上記措置の実施を踏まえ、仮放免に係る具体的運用方針について、別添のとおり定めたので、今後、当面の間は同運用方針に従い、仮放免の適切かつ厳格な運用に努めるよう指示します。

添付物

仮放免運用方針

1部

仮放免運用方針

1 仮放免の運用の原則

(1) [REDACTED]

ア [REDACTED]
[REDACTED]

(注1) [REDACTED]
[REDACTED]

(注2) [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

イ [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

(2) 仮放免を許可することが適当とは認められない者

仮放免を許可することが適当とは認められない者（注3）は、送還の見込みが立たない者であっても収容に耐え難い傷病者でない限り、原則、送還が可能となるまで収容を継続し送還に努める。 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

(注3)「仮放免を許可することが適当とは認められない者」とは、次に掲げる者又はそれらに相当する者をいい、特に①から④に該当する者については、重度の傷病等、よほどの事情がない限り、収容を継続する。

① 殺人、強盗、人身取引加害、わいせつ、薬物事犯等、社会に不安を与えるよう

な反社会的で重大な罪により罰せられた者

- ② 犯罪の常習性が認められる者や再犯のおそれがある者
- ③ 社会生活適応困難者（DV加害者や社会規範を守れずトラブルが見込まれる者など）
- ④ 出入国管理行政の根幹を揺るがす偽装滞在・不法入国等の関与者で悪質と認められる者
- ⑤ 仮放免中の条件違反により、同許可を取り消し再収容された者
- ⑥ 難民認定制度の悪質な濫用事案として在留が認められなかった者（平成30年1月12日法務省管第2号による改正後の入国・在留審査要領第12編第26節第2の3に定めるところにより在留制限の対象とされた者のほか、難民認定申請中であることを理由に「特定活動」の在留資格を付与されたものの法第24条第4号イ等該当により退去強制令書が発付された者をいう。）
- ⑦ 退去強制令書の発付を受けているにもかかわらず、明らかに難民とは認められない理由で難民認定申請を繰り返す者（この判断に当たっては、難民性に関し地方入国管理局難民調査担当部門又は審査請求中においては難民審判担当部門の意見を求めること。）
- ⑧ 仮放免の条件違反のおそれ又は仮放免事由の消滅により、仮放免許可期間が延長不許可となり再収容された者

(注4) [Redacted text block]

[Redacted text block]

3 動静監視の運用

(1) 動静監視の目的

職員が、退仮者宅を訪問し、かつ、[Redacted text]
退仮者の動静を的確に把握するとともに、当局が、適切かつ厳格な動静監視を実施することにより、[Redacted text]
[Redacted text]

(2) 動静監視の要領

[Redacted text block]

ア 居住実態

[Redacted text block]

イ 生計維持

[Redacted text block]

[Redacted text block]

(2) 仮放免期間延長の許否判断

[Redacted text block]

